



南阿蘇村立南阿蘇中学校 学校だより

ハーモニー



R4. 9. 30(金) No.20 小柳 弘志

あしたから明日から10月です

明日から10月です。With コロナの生活が始まり、^{がつきゅうへい}学級閉鎖や休校等でなければ、^{きゅうこうどう}コロナ対策をしっかりと、^{たいさく}行事も行うことができるようになりました。県のホームページでも令和4年9月27日(火曜日)より、^{ぜんこくいちりつ}全国一律の^{ぜんすうとどけで}全数届出の^{じゅうてんか}重点化に伴い、^{ともな}報道資料の内容が一部変更になっています。^{ほうどうしりょう}裏面に今後の^{ないよう}熊本県の^{いちぶへんこう}対応について^{うらめん}抜粋して載せています。

しかし、これまで同様に^{どうよう}陽性者や^{ようせいしや}濃厚接触者になった場合は定められた日数、^{のうこうせつしよくしや}休まなければなりませんので、^{ばあい}健康には留意してもらいたいと思います。10月の^{げんこう}主な行事を載せています。

- 10月 1日(土) : 熊本県中体連陸上競技大会(えがお健康スタジアム)
※阿蘇郡市代表として南阿蘇中学校から4人出場します。
 - 10月 8日(土) : 熊本県人権子ども集会(オンデマンド)
 - 10月13日(木) : PTA美化作業
 - 10月18日(火) : 郡市中体連駅伝大会
 - 10月21日(金) : 学習成果発表会(合唱コンクールを含む)
 - 10月25日(火) : 3年共通テスト(国・理・英)
 - 10月26日(水) : 3年共通テスト(社・数)
 - 10月27日(木) : 学校訪問
- 進路を決定する資料となる
大事なテストです。

フッ化物洗口を行っています

虫歯の予防に効果的だといわれるフッ素。フッ素は歯磨き粉に含まれているだけではなく、フッ化ナトリウム溶液でうがいをするフッ化物洗口という方法があります。中学校では生徒の健康な歯を守ることを目的として定期的にフッ化物洗口を行っています。間違った使い方をするとおぼえぬトラブルになることもありますので、^{むしば}準備は^{よぼう}養護教諭や^{こうかてき}関係職員、^そ学校運営協議会委員で資格を持っておられる長尾公代様に協力いただいています。^{まぢが}給食後の^{きゅうしょくご}歯磨きやうがいと合わせて、^{じゅんび}正しく使って虫歯を^{ようごきょうゆ}予防しましょう。^{かんけいしよくいん}歯の健康は食^{しよく}につながりますので、^{からだぜんたい}体全体の健康に^{ちよっけつ}直結します。



(フッ化物洗口液と実施手順)



(フッ化物洗口液準備作業)



(各クラスでの実施、後片付け)

今後の県の対応について

国の動き

- ・若者の重症化リスクは低く、大部分の人は軽症で入院を要さないが、高齢者のリスクは引き続き高い。
 →高齢者など重症化リスクの高い方に対する適切な医療の提供を中心とし、新型コロナウイルスへの対応と社会経済活動の両立をより強固なものにする。

Withコロナに向けた新たな段階への移行

- ①全数届出の見直し
- ②社会経済活動との両立：オミクロン株対応ワクチンの接種促進、感染者の自宅療養期間の見直し

本県状況

- ・第7波では非常に多くの感染者が生じたが、強い行動制限を行うことなく感染者は減少。
- ・病床の状況も改善しているほか、医療提供体制の強化も進めており、現在の入院病床は1,025床。
- ・第6波以降も全体の致死率は漸減しているほか、年齢別では69歳以下のリスクは相当に下がっている。

本県の方針：国の動きに合わせ、県民の命を守りつつ、社会経済活動との両立を推進

- I 全数届出を見直し、基本的には高齢者など重症化リスクの高い方に保健医療を重点化。また、発生届の対象外の方が医師に相談できるフォローアップ体制を構築。
- II オミクロン株対応ワクチンの接種を促進。

資料2

I 全数届出の見直し ～1 概要～

- 発生届の対象となる方を、**高齢者など重症化リスクの高い方**に限定（全国一律）
 ★見直しの結果、発生届は現行の**約8割減**の見込み

<発生届の重点化対象>

- ① 65歳以上の方
- ② 入院を要する方
- ③ 重症化リスクがあり、かつ、コロナ治療薬・酸素投与が必要な方
- ④ 妊娠されている方

- **発生届の対象の方**は、**従前どおり保健所等が入院調整、健康観察等を実施**
- **発生届の対象外の方**（若年者等）についても、速やかに安心して療養ができるよう、**フォローアップ体制**を構築

国が全国一律に求めるフォローアップ体制の主な機能

- ① 医師を配置していること
- ② 体調悪化時等に医師等が相談に応じ、医療機関等を適切に案内すること
- ③ 医療機関を受診せず、自己検査等で陽性となった者の登録を受け付けること（登録者数については、毎日年代別に集計し、設置自治体に報告すること）

I 全数届出の見直し ～2 発生届の対象外の方の相談対応などフォローアップ体制の構築～

発生届の対象外の方が、**速やかに安心して**自宅等で療養することができるよう、①急変時の相談対応強化、②自己検査結果に基づく陽性者登録の仕組み、③宿泊療養申請窓口の設置など、急変時等に確実に必要なサービスにつなげる総合的な**フォローアップ体制**を構築する。

